第十七項第二号ロにおいて同じ。）があつた場合には、当該非課税口座異動届出書（二以上の非課税口座異動届出書の提出があつた場合には、最後に提出がされた非課税口座異動届出書）に記載又は記録がされた変更後の氏名及び住所。第十七項第二号イにおいて「届出住所等」という。）が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項と同じであることを、法第三十七条の十四第五項第四号に規定する基準経過日（以下この項及び次項において「基準経過日」という。）から一年を経過する日までの間（以下この項及び第十七項第二号において「確認期間」という。）に確認しなければならない。ただし、当該確認期間内に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から、次条第一項の定めるところによりその者の氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合は、この限りでない。

一　当該金融商品取引業者等の営業所の長が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者からその者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を受けて、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合　当該書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

二　当該金融商品取引業者等の営業所の長が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に財務省令で定めるところにより書類を送付し、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から当該書類（当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該基準経過日における氏名及び住所その他の事項を記載した書類に限る。）の提出を受けた場合　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該書類に記載した当該基準経過日における氏名及び住所

15　法第三十七条の十四第五項第四号に規定する住所その他の政令で定める事項は、同号の居住者又は恒久的施設を有する非居住者の基準経過日における氏名及び住所とする。

16　法第三十七条の十四第五項第四号に規定する政令で定める方法は、法第三十七条の十一第四項の規定によりその金額が同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる同項第一号に規定する事由により交付される金銭及び金銭以外の資産が、非課税口座を開設する金融商品取引業者等の営業所を経由して交付される方法とする。

17　法第三十七条の十四第五項第四号に規定する移管されることその他政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの非課税口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、次項において準用する第十一項第一号、第四号及び第十号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除く。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該累積投資勘定が設けられている同条第五項第四号の口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者（相続又は遺贈による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。

二　法第三十七条の十四第五項第四号の口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、当該口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者について、確認期間内に第十四項本文の規定による確認をしなかつた場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、当該口座に係る累積投資勘定に同号イに掲げる上場株式等を受け入れないこと。ただし、同日以後に、次に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後は、この限りでない。

イ　当該金融商品取引業者等の営業所の長が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の届出住所等につき、第十四項各号に掲げる場合の区分に応じ同項各号に定める氏名及び住所と同じであることを確認した場合

ロ　当該金融商品取引業者等の営業所の長が、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から、次条第一項の定めるところによりその者の氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合

18　第十一項（第一号、第四号及び第十号に係る部分に限る。）の規定は法第三十七条の十四第五項第四号ロに規定する政令で定める上場株式等について、第十二項の規定は第十一項第一号、第四号又は第十号に規定する事由により取得した上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかつたものがある場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項第一号及び第四号中「非課税管理勘定」とあるのは「累積投資勘定」と、第十二項中「第八項」とあるのは「第十七項第一号」と読み替えるものとする。

第二十五条の十三第十項中「第三十七条の十四第五項第二号ロ」を「第三十七条の十四第五項第二号ハ」に改め、同項第三号中「若しくは出資又は同号」を「（出資を含む。第六号を除き、以下この項において同じ。）又は同条第十四項第七号」に、「若しくは出資又は合併親法人株式」を「又は合併親法人株式」に改め、同項第五号中「（同号に規定する株式をいう。以下この号において同じ。）又は同項第九号」を「又は同号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を発行した法第三十七条の十第三項第三号に規定する法人の行つた第二十五条の十の二第十四項第九号の二に規定する株式分配により取得する同号に規定する完全子法人の株式で、当該完全子法人の株式の当該非課税管理勘定への受入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該非課税口座に保管の委託をする方法により行うもの

第二十五条の十三第十項第十号中「非課税管理勘定」の下に「又は累積投資勘定」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　前項の規定は、法第三十七条の十四第五項第二号ロに規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等について準用する。この場合において、前項第一号中「移管が」とあるのは「同号ロに規定する五年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管が」と、同項第二号中「移管が」とあるのは「同項第二号ロに規定する五年を経過した日に設けられる同項第三号に規定する非課税管理勘定に移管が」と読み替えるものとする。

第二十五条の十三に次の一項を加える。

33　内閣総理大臣は、第十三項の規定により要件を定め、又は同項第二号の規定により目的を定めたときは、これを告示する。

第二十五条の十三の二第一項中「又は個人番号の」を「若しくは個人番号の」に改め、「した場合」の下に「、当該非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなつている勘定を変更しようとする場合又は当該非課税口座（平成三十六年一月一日において平成三十五年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限る。）に平成三十六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合」を、「（当該非課税口座異動届出書」の下に「（氏名、住所又は個人番号の変更に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、「前条第十六項」を「前条第二十三項」に改める。

第二十五条の十三の六第二項中「第二十五条の十三第八項」の下に「又は第十七項第一号」を加え、同条第三項中「第二十五条の十三第十九項」を「第二十五条の十三第二十六項」に改め、同条第五項中「第三十七条の十四第五項第四号」を「第三十七条の十四第五項第七号」に、「非課税管理勘定廃止通知書、同項第五号」を「勘定廃止通知書、同項第八号」に、「第二十五条の十三第十四項第二号又は第二十一項」を「第二十五条の十三の八第一項第一号中「振替口座簿」を「金融商品取引業者等、営業所、振替口座簿」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第三十七条の十四第五項第一号」を「第三十七条の十四第一項第一号」に改め、同条第三項中「を提出して」を「の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供で、その者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をして」に改め、同条第四項を次のように改める。